

中古車購入時のトラブル 修復歴、不具合を確認

新緑のシーズン到来です。ドライブでいろいろな場所にお出掛けしたくなりますね。そんな季節は、マイカーを持ちたい、違う車に買い替えたいと考える方も多いのではないのでしょうか。今回は中古車購入時のトラブルについてご紹介します。

▼昨日、中古車販売店で気に入った車があり、注文書（契約書）にサインをした。本日、やはり気が変わったのでキャンセルを申し出たが、キャンセルできないと言われた。（50代 男性）

▼インターネットで中古車販売サイトから車を購入した。車が納車されたが、サイトに掲載されていた画像には写っていなかった傷があった。納得できない。（20代 男性）

▼納車後、エンジンのかかり具合が悪いことが分かった。保証書があるのに、中古車販売店からは保証対象外なので有償での修理になると言われた。修理代を支払わないといけないのか。（40代 女性）

中古車は新車と違い、同じ車種でも、年代が同じでも、それぞれ状態が異なります。そのため、事前に車の状態の確認や購入後のサポート内容の説明を受けて納得していないとトラブルになることがあります。

車を選ぶ際は、価格だけではなく、走行距離や修復歴の有無、定期整備点検が実施されているかなどを確認しましょう。また、保証が付いている場合は、保証内容と保証期間も確認しておきましょう。インターネットによる購入の場合は、契約前に車両の状態を実際に見て、傷や不具合がないか確認することをお勧めします。

契約する際は、口頭だけでやり取りせず、注文書（契約書）を交わすようにしましょう。書面の内容がこれまでに受けた説明と同じであるか、諸費用なども含めた代金計算に間違いがないか確認しましょう。なお、中古車の購入契約は、クーリング・オフが適用されませんのでご注意ください。

納車後の不具合については、保証の内容や故障箇所によって修理代の無償・有償の対応が異なってくるので、速やかに販売店に申し出てください。販売店の対応に納得できないことがあれば、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話 058-277-1003 です。

（開設時間：平日 8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン 188（いやや！）

※ ☎（局番なし）188は、お住まいの市町村の相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。